# 斑鳩町の図書館 

［令和3年度］


## 斑䲧町立図書館

## 目 次

## －目次

1．斑鳩町の概要 ..... 1
2．斑鳩町立図書館のあゆみ・• 2
3．施設の概要 ..... 4
4 ．運営の基本方針 ..... 5
5．図書資料の収集方針 ..... 5
6．コンピュータシステム・•• 6
7．公民館図書室 ..... 6
中央•東•西公民館図書室
8．業務の概要 ..... 7
開館時間 休館日 レファレンスAV資料サービス 調ベ学習 複写業務他
9．各種指標 ..... 8人口 登録者 貸出冊数 蔵書冊数年間購入冊数 図書購入費 図書館費グラフで見る年間サービス指数•• 9
10．図書館資料 ..... 10 ..... 
図書 視聴覚等資料
11．利用状況 ..... 11
個人•団体•他館への貸出
予約・リクエスト・ ..... 12
4サービスポイントへの集配状況
その他の業務
12．登録状況 ..... 12
登録者推移
13．雑誌•新聞一覧表• ..... 13
14．行事•催し・刊行物 ..... 14
15．聖徳太子歴史資料室 ..... 16
16．電子図書館サービス ..... 18
17．図書館協議会 ..... 19
18．協力関係団体 ..... 19
行事協力グループ
点訳•録音ボランティア
19．斑鳩町立図書館条例 ..... 20
20．斑鳩町立図書館管理運営規則 ..... 21
21．斑鳩町立図書館協議会運営規程 ..... 25
22．斑鳩町立図書館の運営に関する規程 ..... 26
23．斑鳩町立図書館に勤務する職員の勤 務時間及び休日に関する規程 ..... 27
資料 ..... 289

## 1 斑鳩町の概要

斑䲭町は，奈良盆地の西北部から矢田丘陵の南端にあり，町の中心は北緯34度 3 6 分東経1 3 5 度 4 4 分に位置しています。町の中心部を東西に延びる国道25号線は，交通量が多く，大阪，奈良を結ぶ主要幹線道路となっています。

町内には，法隆寺，中宮寺，法起寺，法輪寺をはじめ多くの寺社が散在し，平成5年（1993年）12月には『法隆寺地域の仏教建造物』がユネスコの世界文化遺産に登録されています。


## 町民憲章

わたしたちは，聖徳太子ゆかりの斑鳩のまちに住むことを誇りとし，「和」の精神を尊び，明るく豊かな郷土をつくります。

1．歴史と文化を大切にし，貴重な遺産を次の世代に伝えます。
1．恵まれた自然との調和をはかり，やすらぎのあるまちにします。
1．人権を尊重し，心のふれあうまちをめざします。
1．ともに生き，ともに学び，未来を拓く活力のあるまちにします。
1．知恵と力を出し合い，住みよいまちを築きます。
（平成9年5月9日 制定）

## 2 斑鳩町立図書館のあゆみ

- 昭和37年（1962年）：公民館で図書館活動を開始する
- 昭和58年：新中央公民館が開設され，図書室が付設される
- 昭和63年：東公民館が開設され，図書室で図書館活動を開始
- 平成2年：西公民館が開設され，図書室で図書館活動を開始
- 平成3年：町民への意識調査を行う。その結果，町民ホールと中央図書館建設の要望が多数を占める
- 平成5年：新中央図書館の基本計画が策定される
- 平成6年：基本計画の軸は，①機能的に住民にやさしいものであるか
（2斑鳩の景観にふさわしいものであるか
- 平成7年：起工式が行われる
- 平成8年：図書マークの決定（TRCマークを採用）
- 平成9年：コンピュータシステム導入に関わる業者の決定（日本電気㥽報サービス株式会社）


## －平成9年（1997年）9月9日：竣工式 $\triangleright 10 日 か ら 一$ 般利用を開始する

- 平成11年4月：資料整理日および開館時間を一部変更 $\diamond 11$ ：：開館以来来館者50万人を超える
- 平成12年：全資料データのデジタル化完了 $\diamond 4$ 月：図書館•3公民館図書室の「共通貸出•返却」 システムの運用を開始する
- 平成13年2～3月：図書館利用調査を実施
- 平成14年3月：開館以来の来館者100万人を超える $\diamond 5$ 月：個人貸出冊数を5冊から8冊に改正 $\diamond 9$ 月：『レファレンス記録集』NO．1発行 ゝ1O月：ホームページ開設
－平成15年4月：図書館•3公民館間の図書資料集配業務を外部委託（斑鳩町シルバー人材センター） $\diamond 12$ 月：「斑鳩町子ども読書活動推進計画」の策定を始める
- 平成16年4月：電子メールによるしファレンス受付開始
- 平成17年4月：利用者用インターネット開放端末導入（2台）$\diamond 5$ 月：『斑鳩町子ども読書活動推進計画2005』発行 ゝ10月：インターネットによる予約受付を開始
－平成18年4月：当館「子どもの読書活動」に対し，文部科学大臣表彰受賞 $\diamond 5$ 月：子ども読書活動推進計画初年度（1）小•中学校，幼稚園•保育園に対し図書の大量貸出（2）地域読書グループ，校•園との定期連絡会の開催
－平成19年4月：開館以来の利用者が200万人を超える $\diamond 6$ 月：ブックスタート事業開始 $\diamond 7$ 月：地域られあい活動事業実施•町制60周年•町立図書館10周年を記念して「わたしたちの町•斑鳩」 をテーマに作文コンクールを実施 ゝ10月：ブックスタート事業初年度を記念して児童文学講演会 を実施 ゝ12月：町制60周年•町立図書館10周年を記念して文学講演会を実施
- 平成21年6月：中学生読書アンケート実施 $\diamond 3$ 月：有線放送サービスの終了
- 平成22年5月：聖徳太子歴史資料室開室 ゝ3月：『斑鳩町子ども読書活動推進計画201O』発行 $\diamond 人 口 3$ 万人未満の全市町村484自治体中，年間個人貸出冊数で全国 1 位に（平成22年度実
－平成24年2月：開館以来の来館者が300万人を超える $\diamond 6$ 月：AVコーナー改修，また旧AV ルームを多目的室に改修 ゝ9月：町立図書館開館15周年を記念して人形劇団クラルテの「おひさ ま劇場」を実施 $\diamond 9$ 月：予約・リクエストを町民及び在学•在勤の利用者に限定
－平成25年10月：図書館システム更新に伴い，インターネットによる資料の貸出延長開始 ※人口3万人未満の全市町村502自治体中，年間個人貸出冊数で全国1位に（平成24年度実績『日本の図書館2013』による）
- 平成26年8月：「斑鳩の記憶データベース」試験公開を開始
- 平成27年6月：図書館児童フロアをリニューアル修繕 $\diamond 1$ O月：「斑鳩の記憶データベース」正式公開を開始 $\diamond 3$ 月：『斑鳩町子ども読書活動推進計画2015』発行
－平成28年4月：（仮称）樋口コレクション（樋口文庫）図書の整理を開始 7月：国立国会図書館 デジタル化資料送信サービスを開始 ゝ7月：イかーりる試験貸出の実施 ゝ10月：斑鳩町制70周年記念事業として「斑鳩の記憶データベース」内で公開されている町内の古写真を「広報斑鳩」に掲載開始
－平成29年4月：斑鳩町電子図書館サービスを開始 $\diamond 4$ 月：聖徳太子歴史資料室にて「樋口文庫」開設式を実施 ゝ6月：図書館ブラウジングコーナー・AV視聴コーナーソファをリニューアル修繕 $\diamond 6$ ：：町立図書館来館者400万人達成式典を実施 $\diamond 9$ 月：斑鳩町制70周年記念事業「斑鳩の記憶アーカイブ化事業」パネル展示を実施
－平成30年4月：個人貸出の冊数を8冊から1 O冊に変更 $\diamond 9$ 月：図書館カウンター天井部に設置 している防煙垂壁の交換 ゝ1 O月：図書館システム更新（クラウド化）に伴い新機能を追加，ホー ムページのリニューアルを実施
－令和元年7月：斑鳩町電子図書館の個人貸出の冊数上限を 2 冊から5冊に変更 $\diamond 8$ 月：聖徳太子歴史資料室の空調機器更新 $\diamond 1$ 月：年始の休館日を1月4日までから1月3日までに短縮 ゝ3月：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため，11日から臨時休館
－令和2年4月：新型コロナウイルス感染拡大防止のため，6月14日まで臨時休館 $\diamond 5$ 月：図書予約 サービス実施（5月21日～6月14日：車庫前にて）$\diamond 6$ 月：15日から一部利用再開（30分完全入替制実施）$\diamond 8$ 月：利用制限の一部緩和（原則30分以内の利用協力，閲覧椅子（通常の半分程度） の利用 $\diamond 9$ 月：利用制限の一部緩和（コピーサービス，資料検索機，閲覧机（通常の半分程度）の利用）$\diamond 12$ 月：資料消毒機の設置（町立図書館•3公民館図書室 計4台）$\diamond 3$ 月：『斑鳥町子ど も読書活動推進計画2025』発行
－令和3年4月：新型コロナウイルス感染拡大防止のため，引き続き利用対象を町内在住•在勤•在学者に限定し運用 $\diamond 5$ 月～6月：新規事業として「図書館ご招待デー」を実施（後期：10月～11月），$\diamond 6$ 月：読書手帳の一般配布開始 $\diamond 7$ 月： 1 階フロア内の空調設備（エアコン）機器の更新 （室内機15台）


## 3 施設の概要

1．開館年月日
2．施設形態
3．構
造
4．敷地面積
5．建築面積
6．延床面積
図書館施設•1階

平成9年9月9日
大ホール（729席）•小ホール（224席）•町立図書館•研修室他鉄筋コンクリート造•地上2階

12， $869 m^{2}$
5， $309 \mathrm{~m}^{2}$
8， $187 \mathrm{~m}^{2}$
1， $469 \mathrm{~m}^{2}$

閲覧室（70，000冊収容）•書庫（移動式書架•80，000冊収容）
対面朗読室（調べ学習室）・おはなしのへや・多目的室
$A \vee コ ー ナ ー(2 人$ 用ビデオブース4台•3人用2台）
図書館施設•2階 $147 \mathrm{~m}^{2}$ 聖徳太子歴史資料室

## 7．建築設計 株式会社安井建築設計事務所

8．建築施工 株式会社竹中工務店


関覧室


対面朗読室（調べ学習室）


聖德太子歴史資料室


多目的室

## 4 運営の基本方針

斑䲧町立図書館は，生涯学習•文化活動の核となる施設として，住民の多様な要望 をきめ細かく受け止め，いつでも，だれでもが気軽に利用できるよう，次の項目を運営方針とする。
1．図書資料を介して人と人とが，なごやかにふれあう場をつくる。
1．読書を楽しみ，健やかに成長する子どもたちを支援するために，適書の選択，諸行事の開催を行う。
1．高龄者や障害をもつ人が，気軽に来館できるよう工夫し，また，利用しやすい資料を整備する。
1．斑鳩町の文化を広く，深く理解してもらうために，歴史的資料，民俗的資料およ び行政資料の収集を積極的に行う。
1．生涯学習を援助するため，迅速かつ正確な情報提供につとめるとともに，行事の開催，館報の発行などにより図書館活動の周知を図り，住民に信頼される図書館 づくりに努力する。また，小•中学校との連携を密にし，児童•生徒の学習を側面から援助する。
1．全町域に対してサービスを展開するために，本館と公民館図書室の体制の強化を図るとともに，情報化時代に対応した図書館システムの確立につとめる。

## 5 資料の収集方針

## 5－1 収集する資料

① 図書（成人書，児童書，参考図書，基本的な外国語資料）（2）逐次刊行物（新聞，雑誌など）（3）地史（誌），政府•行政刊行物（4）視聴覚資料（DVDな
ど）（5）点字資料，録音図書，大活字本（6）電子書籍
5－2 収集上の留意点
（1）中•長期的な収集計画をたてるとともに，運営方針およびサービス計画に沿 った収集を行うこと。とくに斑鳩町に関する地史（誌）および行政関係資料につ いては網羅的に収集すること。② 蔵書構成について常に配慮し，貸出，読書相談，レファレンスを反映させた収集を行うこと。③ 人権，プライバシーを侵害 させるおそれのある図書資料のチェック体制をつくること。（4）高度な専門書，学術書および各種学習参考書は収集しないこと。

## 6 コンピュータシステム

1．パッケージソフト
図書館システム Lics－Re for SaaS
2．機器構成
図書館：囚デスタトップクライアット 8 囚ノートクライアット $2 \diamond$ プリッタ 2
$\diamond O P A C($ 利用者用タッチパネル端末）2 ゝインターネット開放端末 3
3公民館図書室 ：ソデスタトップクライアット 1 ノートクライアット 2

聖徳太子歴史資料室：  デストップクライアット 2 厄プリタタ 1



## 7 公民館図書室

当町の図書館活動は昭和37年7月，公民館の活動から始まる。以来昭和58年•新中央公民館，昭和 63 年•東公民館，平成2年•西公民館が開設され，活動拠点を延ばした。平成9年9月，町立図書館の開館と同時に，コンピュータシステムでこの4サービスポイント をオンライン化し，県内の町村図書館では唯一の図書館ネットワークを築いた。

平成11年度には，コンピュータ・オンライン化につづいて，図書資料の集配をシステム化，本館3室全資料の「情報検索」「貸出•返却」が，どのサービスポイントからでもでき るようになった。（業務委託先：斑鳩町図書室研究会；平成26年度～）

中央公民館図書室 斑鳩町龍田南2－2－43（ $\boldsymbol{3} O 745-74-1511$ ）
東公民館図書室 斑鳩町興留5－5－28（ $\boldsymbol{3} 0745-74-4122) ~$
西公民館図書室 斑鳩町龍田西4－2－25（ $\mathbf{3} 0745-75-3911$ ）

## 8 業務の概要

－開館時間：平 日•午前9時30分から午後5時まで 土曜日•午前9時30分から午後 9 時まで（ただし，聖徳太子歴史資料室は午後5時まで）日曜日•午前 1 時から午後 5 時まで
－休 館 日：毎週火曜日•第2木曜日（資料整理日）•国民の祝日（以曜日に当たる ときはその翌日）•年末年始（12月28日から1月3日）•特別整理期間（毎年1回14日以内）
$\diamond$ 個人貸出 奈良県に在住する者または斑鳩町内に在学，在勤する者。貸出冊数 および期間は1人1 O 冊（電子書籍は5 冊），14日以内。
$\diamond$ 団体貸出 町内に住所を有する事業所，機関または団体等。当該団体の構成人数に応じ，1回100冊が限度で，期間は1ヶ月以内。

予約・リクエスト 利用を希望する図書が貸出中の場合は，予約することがで きる。また，所蔵していない場合は，購入もしくは他館から借用し て，でき得るかぎり要望に応じる。（町内在住•在学•在勤者対象）
$\diamond$ レファレンス（情報提供）日常生活の上の疑問，職業上の情報，調査研究に要 する情報などを図書館の資料やデータを使って，職員が調べものや資料探しをサポートする。電子メールによる回答も行っている。
$\diamond A V$ 資料サービス＊ビデオ・DVD用ブース6台，多目的室（4人以上の利用） を設けている。

障害を持つ人へのサービス 目の不自由な方に点字本，大活字本などを備え，対面朗読を実施する。また，来館困難な方には社会福祉機関等を通 じて配本を行う。
情報検索 図書館，図書室の全資料の検索は，OPAC（蔵書検索用端末）のほか， ホームページで行うことができる。＊また，利用者用のインターネット開放端末（3台）を設置している。
$\diamond$ 調べ学習の支援 ${ }^{*}$ 「調べ学習室」（4席）を設け，関係図書を配置，小•中学生 の調べ学習を支援している。「対面朗読室」「中学校教科書展示」と共用。
$\diamond$ 複写業務 館所蔵の図書資料の複写を，1枚白黒10円・カラー7 O円で行っている。 ＊新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため利用休止

## 9 各種指標（令和3年度一図書館）

A 人口
B 登録者
（うち町内在住者）
C 職員数
D 貸出冊数
E 蔵書冊数
F 年間購入冊数
G 図書購入費
H 図書館費（Gを含む）

28，220 人（合和4年3月末覞在）
20，150 人
13，067 人（登䟿者全体の65\％）
9 人（餦1正規3会任5）
218，881 冊
175，078 冊（本䭒のみ）
2，986 冊（本餣のみ）
6，990，180 円
67，266，017 円
$* \mathrm{C}:$ 職員数のうち会計年度任用職員は週5日勤務換算
＊D：公民館図書室の資料を含む ＊G•H：決算額を記載

## 年間サービス指数

|  | 事項 | 算出式 | 指数 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 1 | 登録率（斑鳩町内在住者） | $B / A \times 100$ | 46.3 \％ |
| 2 | 町民1人あたりの貸出冊数 | D／A | 7.8 网 |
| 3 | 登録者1人あたりの貸出冊数 | $D / B$ | 10.9 m |
| 4 | 町民1人あたりの蔵書冊数 | $E / A$ | 6.2 网 |
| 5 | 町民1人あたりの図書購入費 | $\mathrm{G} / \mathrm{A}$ | 248 円 |
| 6 | 町民1人あたりの図書館費 | H／A | 2，384 円 |
| 7 | 職員1人あたりの貸出冊数 | D／C | 24，320 m |
| 8 | 蔵書回転率 | D／E | 1.3 回 |
| 9 | 町民1人あたりのサービス効果 | $\{(G / F) \times D-H\} \div A$ | 15，774 円 |

1．登録率

| $54 \% 46 \%$ | 登録率（斑䲧町在住者） <br> - 登録者 <br> - 未登録者 |
| :---: | :---: |



2．町民1人あたりの貸出冊数


4．町民1人あたりの蔵書冊数

| 町民1人当蔵書冊数（冊） |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{array}{r} 6.4 \\ 6.2 \\ 6 \\ 5.8 \end{array}$ | $\begin{gathered} 6 \\ \square \end{gathered}$ | 6 | $6$ | $6.1$ | 6.2 |
|  | 29年度 | 30年度 | 31年度 | 2年度 | 3年度 |

## 6．町民1人あたりの図書館費



3．登録者1人あたりの貸出冊数


## 5．町民1人あたりの図書購入費



7．職員 1 人あたりの貸出冊数


8．蔵書回転率


9．町民1人あたりのサービス効果


## 10 図書館資料

（令和4年3月31日現在）
図書

## A．館別蔵書冊数（図書館•中央•東•西）

（単位：冊）

|  |  | 一般書 | 児童書 | 計 |
| :--- | :--- | ---: | ---: | ---: |
| 図書館 |  | 133,199 | 41,879 | 175,078 |
| 公民館 | 中央 | 11,055 | 9,471 | 20,526 |
|  | 東 | 3,852 | 3,872 | 7,724 |
|  | 西 | 4,774 | 5,027 | 9,801 |
| 計 |  | 152,880 | 60,249 | 213,129 |

中央•東•西は，それぞれ中央公民館図書室•東公民館図書室•西公民館図書室を表 す。


## B．分類別蔵書冊数（図書館）

| 分類／種別 |  | 一般書 |  | 児童書 |  | 計 |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 分類コ一ド | 分類 | 冊数 | 構成比 | 冊数 | 構成比 | 冊数 | 構成比 |
| 0 | 総記 | 3，457 | 2．6\％ | 1，303 | 2．6\％ | 4，760 | 2．7\％ |
| 1 | 哲学 | 4，517 | 3．4\％ | 296 | 0．7\％ | 4，813 | 2．7\％ |
| 2 | 歴史 | 11，392 | 8．6\％ | 1，769 | 4．2\％ | 13，161 | 7．5\％ |
| 3 | 社会科学 | 16，267 | 12．2\％ | 1，862 | 4．4\％ | 18，129 | 10．4\％ |
| 4 | 自然科学 | 7，871 | 5．9\％ | 3，241 | 7．7\％ | 11，112 | 6．3\％ |
| 5 | 技術 | 10，332 | 7．8\％ | 1，259 | 3．0\％ | 11，591 | 6．6\％ |
| 6 | 産業 | 4，111 | 3．1\％ | 786 | 1．9\％ | 4，897 | 2．8\％ |
| 7 | 芸術 | 11，548 | 8．7\％ | 1，822 | 4．4\％ | 13，370 | 7．6\％ |
| 8 | 言語 | 1，751 | 1．3\％ | 408 | 1．0\％ | 2，159 | 1．2\％ |
| 9•F．Z | 文学 | 29，405 | 22．1\％ | 11，997 | 28．6\％ | 41，402 | 23．6\％ |
| R | 参考図書 | 2，834 | 2．1\％ | 17 | 0．0\％ | 2，851 | 1．6\％ |
| K | 郷土資料 | 5，518 | 4．1\％ | 151 | 0．4\％ | 5，669 | 3．2\％ |
| B | 文庫本 | 16，659 | 12．5\％ | 0 | 0\％ | 16，659 | 9．5\％ |
| S | 新書 | 2，541 | 1．9\％ | 0 | 0\％ | 2，541 | 1．5\％ |
| T | シリーズ本 | 1，573 | 1．2\％ | 0 | 0\％ | 1，573 | 0．9\％ |
| W | 洋書 | 395 | 0．3\％ | 32 | 0．1\％ | 427 | 0．2\％ |
| E | 絵本 | 0 | 0\％ | 14，023 | 33．5\％ | 14，023 | 8．0\％ |
| C | 紙芝居 | 0 | 0\％ | 1，626 | 3．9\％ | 1，626 | 0．9\％ |
| その他 | その他 | 3，028 | 2．3\％ | 1，287 | 3．1\％ | 4，315 | 2．5\％ |
|  |  | 133，199 | 100\％ | 41，879 | 100\％ | 175，078 | 100\％ |

## 11 利用状況

個人•団体•他館 貸出総数（図書館•中央•東•西）

|  |  | 29年度 | 30年度 | 令和元 （平成31）年度 | 2年度 | 3年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| A | 個人貸出 | 314，707 | 307，729 | 286，465 | 149，927 | 209，294 |
|  | うち町内在住•在勤•在学者 | 222，610 | 222，305 | 206，678 | 149，360 | 209，233 |
|  | うち町外利用者 | 92，097 | 85，424 | 79，787 | 567 | 61 |
| B | 団体貸出 | 8，806 | 8，948 | 8，537 | 5，681 | 8，650 |
| C | 他館への貸出 | 670 | 702 | 674 | 766 | 937 |
|  | 貸出総数 | 324，183 | 317，379 | 295，676 | 156，374 | 218，881 |

個人貸出／館別（図書館•中央•東•西）

| 館•室 | 一般書／郷土資料 | 児童書 | 雑誌 | 視聴覚資料 | 計 |
| :--- | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 図書館 | 107,679 | 56,651 | 15,966 | 9 | 180,305 |
| 中央 | 4,943 | 4,787 | 657 | - | 10,387 |
| 東 | 3,873 | 1,850 | 480 | - | 6,203 |
| 西 | 8,308 | 3,196 | 895 | - | 12,399 |
| 計 | 124,803 | 66,484 | 17,998 | 9 | 209,294 |

相互貸借（図書館間貸出）
［貸出］

| 貸出先 | 冊数 | 貸出先 | 冊数 | 貸出先 | 冊数 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 県立図書情報館 | 121 | 奈良市立中央 | 45 | 広陵町立 | 24 |
| 生駒市 | 63 | 奈良市立北部 | 18 | 三郷町立 | 18 |
| 宇陀市立中央 | 56 | 奈良市立西部 | 51 | 田原本町立 | 23 |
| 香芝市民 | 47 | 大和郡山市立 | 44 | 平群町立 | 51 |
| 橿原市立 | 18 | 大和高田市立 | 49 | 下市町立 | 1 |
| 葛城市立當麻 | 39 | 安堵町図書室 | 40 | 川上村立 | 15 |
| 葛城市立新庄 | 12 | 王寺町立 | 29 | 明日香村中央公民館 | 1 |
| 五條市立 | 7 | 大淀町立 | 8 | 視覮障害者福祉センター | 0 |
| 御所市立 | 21 | 河合町立 | 28 | 県外•他機関 | 4 |
| 桜井市立 | 10 | 上牧町立 | 75 | 貸出冊数合計 | 937 |
| 天理市立 | 3 | 川西町立 | 16 |  |  |

［借受］

| 借受先 | 囘数 | 借受先 | 冊数 |  | 冊数 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 県立図書情報館 | 276 | 奈良市立中央 | 19 | 広陵町立 | 78 |
| 生駒市 | 86 | 奈良市立北部 | 29 | 三郷町立 | 55 |
| 宇陀市立中央 | 24 | 奈良市立西部 | 26 | 田原本町立 | 34 |
| 香芝市民 | 49 | 大和郡山市立 | 41 | 平群町立 | 15 |
| 橿原市立 | 76 | 大和高田市立 | 23 | 下市町立 | 3 |
| 葛城市立當麻 | 3 | 安堵町図書室 | 0 | 川上村立 | 8 |
| 葛城市立新庄 | 28 | 王寺町立 | 38 | 明日香村中央公民館 | 0 |
| 五條市立 | 15 | 大淀町立 | 46 | 視覮障害者福祉センター | 0 |
| 御所市立 | 6 | 河合町立 | 23 | 県外•他機関 | 6 |
| 桜井市立 | 19 | 上牧町立 | 16 | 借受冊数合計 | 1，077 |
| 天理市立 | 25 | 川西町立 | 10 |  | 1，07 |

## 予約・リクエスト（図書館•中央•東•西）

（単位：冊）

|  | 29年度 | 30年度 | 令和元 <br> （平成31）年度 | 2年度 | 3年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 本館 | 11，376 | 11，412 | 11，370 | 11，338 | 13，658 |
| 中央 | 874 | 745 | 455 | 448 | 675 |
| 東 | 440 | 697 | 492 | 298 | 270 |
| 西 | 1，763 | 1，586 | 1，226 | 988 | 1，148 |
| 計 | 14，453 | 14，440 | 13，543 | 13，072 | 15，751 |

集配業務（図書館－中央•東•西•他）

|  | 図書館 | 中央 | 東 | 西 | 単位：冊） |
| :--- | ---: | :--- | :--- | :--- | ---: | ---: |
| 図書館 |  | 4,510 | 4,182 | 4,919 | 13,611 |
| 中央 | 4,242 |  | 326 | 666 | 5,234 |
| 東 | 2,587 | 332 |  | 303 | 3,222 |
| 西 | 3,686 | 628 | 230 |  | 4,544 |

## その他の業務 利用件数（図書館）

|  | 29年度 | 30年度 | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 令和元 } \\ \text { (平成 } 31 \text { ) 年度 } \\ \hline \end{array}$ | 2年度 | 3年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 書庫出納（冊） | 5，567 | 4，462 | 2，410 | 1，477 | 2，669 |
| ネットPC利用（珄） | 1，463 | 1，342 | 1，141 | 0＊ | 0＊ |
| 調べ学習室利用 | 575 | 563 | 384 | 0＊ | 0＊ |

＊新型コロナウイルス感染防止のため，利用休止

## 12 登録状況

## 登録者推移（人）

|  | 29年度 | 30年度 | 令和元 <br> （平成31）年度 | 2年度 | 3年度 |
| :--- | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| 児童 | 2,265 | 2,123 | 1,979 | 1,856 | 1,805 |
| 生徒•学生 | 2,111 | 1,994 | 1,878 | 1,815 | 1,952 |
| 一般 | 18,079 | 17,456 | 16,643 | 15,675 | 16,393 |
| 計 （人） | 22,455 | 21,573 | 20,500 | 19,346 | 20,150 |

## 13 雑誌•新聞一覧表

## A．令和3年度受入 雑誌タイトル

タイトル数：136
（公民館図書室含む）


図書室

| 中央 | ESSE たくさんのふしぎ陶遊 ノジュール美術の窓 レタスクラブ | 東 | こどものとも 年少版 Mart（マート）毎日が発見 |  | $\begin{aligned} & \text { é c lat 〔 〔エクラ〕 } \\ & \text { Ku: ne l (クウネル) } \\ & \text { 3分クッキング } \\ & \text { ゆうゆう } \end{aligned}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |

新聞夕イトル（佥書館）
タイトル数：9


## 14 行事•催し・刊行物

## 定 例 行 事

## おはなし会

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

## 絵本を楽しもう！おはなし会（新規）

就学前の児童を対象として，図書館職員と地域読書ボランティアが絵本の読み聞かせを行い，本と触れ合う機会を作る。

令和3年11月3日（水•祝）
開催場所：児童フロアカーペットコーナー
【実施状況】 参加者 20名

## 図書展示

| 実施期間 | 展 示 内 容 |
| :---: | :---: |
| 4／1～26 | オリンピック・パラリンピックの世界 |
| 4／28～5／31 | 世界のお話•昔話 |
| 6 月 | 「男女共同参画社会展」 |
| 7 月 | 「夏休みの過ごし方」 <br> ミ二展示「読書感想文 課題図書」 |
| 8 月 | 「戦争と平和」 $\quad$ ミニ展示「読書感想文 課題図書」 |
| 9 月 | 「認知症」 |
| 1 O月 | 「読書のススメ」 |
| 11月 | 「家族の日•家族の週間」 <br> ミ二展示「女性に対する暴力をなくす運動関連展示」 |
| 12 月 | 「映像化された本【映画編】」 ミ二展示「人権週間」 |
| 1 月 | 「文学賞受賞作品 吉川英治文学賞」 |
| 2 月 | 「花粉症とアレルギー」 |
| 3 月 | 「いのちを守る」 |

## $\diamond$ 絵本講座

町内にお住まいの小学生以上の方，町内読書ボランティアの養成を目的とし て講座を開催した。
令和3年12月5日 (日)

講 師：北畑 博子氏（ブックトーク専門家）
開催場所：いかるがホール研修室
【実施状況】
参加者 24名

## $\diamond$ ブックスタート

絵本を開くことで，だれもが楽しく，赤ちゃんとゆっくりこころふれあうひととき をもつことを目的に，平成15年度から町保健センターで始まった事業を，19年度から図書館で実施している。平成27年度より，1歳6ヶ月検診時にブックスタ ート絵本の後日配布を開始した。
－「ブックスタート」 6月3日（金）• 5日（日）9月3日（金）• 5日（日）12月2日（金）•4日（日） 3月4日（金）•6日（日）場 所：児童フロアカーペットコーナー
【実施状況】 延べ参加者 115名
※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため，会場での読み聞かせは中止した。
－「ブックスタート絵本の後日配布」
令和2年度に対象者全員に絵本の郵送を行い該当者なしのため実施せず。

## $\diamond$ 図書館ご招待デー（新規）

就学前の児童が本とふれあい，公共マナーを学ぶ取り組みとして，町内5歳児を対象に，幼稚園•保育園ごと，または各クラス等ごとにバス等で町立図書館に招待し，絵本お読み聞かせ，本の貸出を行う。

斑鳩東幼稚園•••5月20日（木）
斑鳩幼稚園••••5月27日（木）
あわ保育園••••6月 3日（木）
斑鳩西幼稚園•••6月17日（木）
たつた保育園•••6月24日（木）
法隆寺幼稚園•••10月28日（木）•29日（金）•11月4日（木）斑鳩黎明保育園••11月18日（木）

## $\diamond$ 読書手帳の配布（新規）

読んだ本の記録を目に見えるようにし，幼児•児童の読書意欲を高め，読書週間を身につけてもらう。
令和3年5月20日から「図書館ご招待デー」対象者に先行配布。6月25日から小学校低学年までの幼児•児童に一般配布を開始。

## 1日図書館員体験

町内在住の小学5•6年生が図書館業務を体験した。
12月12日（日）•19日（日）
【実施状況】 参加者 13名

## $\diamond$ 町立図書館eco古本市

保存年限が過ぎた資料の再活用をはかることを目的に，除籍済みの雑誌•図書を利用者に提供した。（出品冊数：2，558冊）

10月30日（土）
【実施状況】 参加者 223名
※各事業については，新型コロナウイルス感染症防止対策を徹底したうえで実施した。
刊 行 物

## $\diamond$ 年報「斑鳩町の図書館 令和 2 年度」

## 15 聖徳太子歴史資料室

いかるがホール 2 階の藤ノ木古墳資料室を，法隆寺•聖徳太子を中心とする斑鳩関係の資料が閲覧できる歴史資料室として整備し，平成22年5月1日 に開室した。
$\diamond$ 利用状況

|  | 30年度 | 31年度 | 2年度 | 3年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 開室日数（日） | 269 | 276 | 225 | 278 |
| 来室者数 | 3，218 | 3，666 | 975 | 1，093 |
| しファレンス件数 | 934 | 535 | 314 | 406 |
| 講座開催回数 | 未実施 | 1 | 未実施 | 1 |
| 講座参加人数 |  | 49 |  | 24 |
| 蔵書冊数 | 8，127 | 8，341 | 8，558 | 8，696 |
| うち新規受入点数 | 87 | 167 | 158 | 139 |

## $\diamond$ 通年事業

| 事 業 | 主な内容 |
| :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { 斑䲧の記憶アーカイブ(保 } \\ & \text { (存記録) 化事業 } \end{aligned}$ | 住民が所蔵する斑鳩の古い写真や映像資料を収集•整理•公開した。また，ワークショップによって収集した古写真とコメントを入力し，データベースの充実を図った。 <br> 「斑鳩の記憶データベース」 <br> 訪問者数：18，076名 公開データ：479点 |
| $\begin{aligned} & \text { 国立国会図書館デジタル } \\ & \text { 化資料送信サービスの実 } \\ & \text { 施 } \end{aligned}$ | 国立国会図書館がデジタル化した資料のうち，絶版等で入手困難な資料について，聖徳太子歴史資料室 のコンピュータを使用し，閲覧•複写を行った。 <br> 利用状況：132件 |
| 聖徳太子歴史資料室講座 |  |
| 「これからのまちを考え るブックリレー」 | 国内外のまちづくりの現場で研究•活躍している専門家にリレー方式で「斑鳩のまちづくりに役立つ図書」推薦してもらい，書評とともに設置した。 <br> 第11回目推薦者 <br> 本間 智希氏 <br> （一般社団法人 北山舎代表理事） <br> 仲野 安紗氏 <br> （京都大学 学際融合教育研究推進センター 特定准教授） <br> 日程 4月1日（木）～7月31日（土） |


|  |  |
| :---: | :---: |
| しファレンス調査 | 資料調査•相談＊ |
| 資料展示 | －ブックリレー（第1回～第1 O回）一斉展示 <br> 展示期間：4月11日（日）～6月．30日（水） <br> －聖徳太子歴史資料室講座関連展示 <br> 展示期間：7月11日（日）～9月8日（水） <br> －斑鳩町在住•在勤者の著作展示 <br> 展示期間：10月1日（金）～12月26日（日） <br> －貴重資料の展示 <br> 展示期間：令和4年1月23日（日）～3月31日（木） |
| 曝書 | 古書の虫干（佐伯啓造氏蔵書寄贈資料等）実施日：10月3日（日）•10月7日（木） |
| 地域資料の購入 （古書含） | 『聖徳太子と法隆寺』『聖徳太子と四天王寺』『甦 る法隆寺』等 |

＊レファレンス調査事例：•法隆寺金堂安置の「阿弥陀如来」は赤い鉢巻をしていた。昭和大修理の際に取り外されたが，いつ頃から付けられ ていたのか。

- 斑䲭町の風呂について（中世以降）
- 「聖徳太子絵伝」は東京国立博物館所蔵の献納宝物と，

法隆寺絵伝（天明7（1787）年）の模写とでは配置が異 なるがなぜか。

- 玉虫厨子に描かれた「天王」を知りたい。
- 法隆寺の世界遺産登録の経緯がわかる本 など


## 16 電子図書館サービス

電子図書館サービスは，自宅のパソコンやタブレット，スマートフォンを使って図書館に来なくても本が読めるサービスである。
忙しい利用者や高齢者•障害者など図書館利用に障害のある人にも応える機能をもつサービスとして，町立図書館でも導入を検討していたところ，子ども模擬議会での要望もあり，町立図書館開館20周年を迎える平成29年度から新サービスとして開始した。
$\diamond$ 利用対象
原則として町内在住•在勤•在学者で，図書館利用カードをお持ちの方
$\diamond$ 貸出冊数•期間
1人 5冊以内 14日以内
貸出延長は1回のみ（延長期間は最大14日）
予約は1人 2 冊以内
$\diamond$ 事業内容その他
6月
電子図書のリクエストを募集
$\diamond$ 実施状況

|  | 30年度 | $\begin{gathered} \text { 今令和元 } \\ (31) \text { 年度 } \end{gathered}$ | 2年度 | 3年度 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 新規登録者数（人） | 309 | 223 | 435 | 323 |
| 貸出冊数（冊） | 2，271 | 4，256 | 5，324 | 4，759 |
| 購入コンテンツ数 | 736 | 489 | 613 | 569 |
| 蔵書数（冊） | 6，717 | 8，566 | 9，169 | 10，479 |

$\diamond$ 登録者年代別統計

| 年代 | 人数（人） | 構成比（\％） |
| :---: | ---: | ---: |
| 9歳以下 | 94 | $5.8 \%$ |
| 10 代 | 128 | $7.8 \%$ |
| 20 代 | 146 | $9.0 \%$ |
| 30 代 | 355 | $21.8 \%$ |
| 40 代 | 369 | $22.6 \%$ |
| 50 代 | 227 | $13.9 \%$ |
| 60 代 | 172 | $10.5 \%$ |
| 70代以上 | 140 | $8.6 \%$ |
| 合計 | 1,631 | $100.0 \%$ |

※登録者数は平成29～令和3年度までの累計

## 17 図書館協議会

## 【これまでの開倠経過】

第1回 平成 9年12月20日•第 2回 平成10年 4月30日•第 3回 平成11年4月30日第 4回 平成11年11月12日•第 5回 平成12年 7月19日•第 6回 平成13年2月16日第 7回 平成13年 5月23日•第 8回 平成13年 9月26日•第 9回 平成14年3月22日第10回 平成14年10月2日•第11回 平成15年2月3日•第12回 平成15年6月27日第13回 平成15年12月22日•第14回 平成16年 3月24日•第15回 平成16年7月28日第16回 平成17年 2月 7日•第17回 平成17年 4月25日•第18回 平成17年6月30日第19回 平成18年 2月20日•第20回 平成18年 7月14日•第21回 平成19年2月22日第22回 平成19年 7月18日•第23回 平成19年10月15日•第24回 平成20年3月26日第25回 平成20年 7月24日•第26回 平成21年 3月25日•第27回 平成21年7月16日第28回 平成22年 2 月 25 日•第29回 平成22年 9月30日•第30回 平成23年3月17日第31回 平成23年 7月14日•第32回 平成23年12月19日•第33回 平成24年4月20日第34回 平成25年 1月25日•第35回 平成25年 7月25日•第36回 平成26年3月19日第37回 平成26年 9月26日•第38回 平成27年 2月27日•第39回 平成27年8月7日第40回 平成27年12月18日•第41回 平成28年 2月26日•第42回 平成28年7月22日第43回 平成29年 2月24日•第44回 平成29年 7月26日•第45回 平成30年1月17日第46回 平成30年10月19日•第47回 平成31年 2月22日•第48回 命和 元年7月18日第49回 令和 2年 2月21日•第50回 命和 2 年 8月19日•第51回 命和 3年2月19日第52回 令和 3年8月19日•第53回 令和4年2月新型コロナウイルス感染拡大防止のため害面会倳を実施

## 【主な協議内容】

ゝ各年度の図書館事務事業，行事開催状況の報告 ゝ聖徳太子歴史資料室，斑䲧町電子図書館の利用状況の報告 『図書館における新型コロナウイルス感染拡大防止対策など

| 『委員長 | 大山俊雄 | （学識経験者） |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| －副委員長 | 山中世志子 | （社会教育関係者） |  |
| 》委員 | 石川寿子 | （社会福祉関係者） | 賀須井節子（学校教育関係者） |
|  | 北山裕見子 | （社会教育関係者） | 黒原みどり（社会教育関係者） |
|  | 横山真貴子 | （学識経験者） |  |

## 18 協力関係団体

【行事協力グルーブ】
『斑鳩おはなしの会 ゝおはなしさんぽ ゝおはなしのとびら
『斑鳩町図書室研究会〉人形劇ゴロゴロ ゝひこはな絵本の会
ゝ斑鳩町子どもに本を読む・語る会
［点訳•録音ボランティア】
厄斑鳩青垣（点訳）$\diamond$ いかるが草笛（録音）

## 19 斑九鳩町立図書館条例

平成 9 年 3月26日条 例 第 1 号
（目的）
第1条 この条例は，図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）の趣旨に基づき，斑鳩町立図書館（以下「図書館」という。）に関し，必要な事項を定めること を目的とする。
（名称及び位置）
第2条 図書館の名称及び位置は，次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
| :---: | :---: |
| 斑鳩町立図書館 | 斑鳩町興留1O丁目6番43号 |

（職員）
第3条 図書館には，館長及びその他必要な職員を置く。
（利用者の秘密保持）
第4条 図書館は，利用者の秘密保護に努めなければならない。
（図書館協議会）
第5条 法第14条の規定に基づき図書館に，斑鳩町図書館協議会（以下「協議会」とい う。）を置く。
2 協議会の委員（以下「委員」という。）は，次に掲げる者の中から，教育委員会が任命する。
（1）学校教育及び社会教育の関係者
（2）家庭教育の向上に資する活動を行う者
（3）学識経験のある者
3 委員の定数は7名以内とする。
4 委員の任期は，2年とし，再任は妨げない。ただし，補欠の委員の任期は，前任者 の残任期間とする。
（委任）
第6条 この条例に定めるもののほか，必要な事項は教育委員会規則で定める。付 則
この条例は，平成9年4月1日より施行する。
付 則（平成12年条例第22号）
この条例は，平成12年4月1日から施行する。
付 則（平成24年条例第2号）
この条例は，平成24年4月1日から施行する。

## 20 斑鵆町立図書館管理運営規則

（目的）
第1条 この規則は，斑䲧町立図書館条例（平成9年3月斑䲧町条例第1号）第6条の規定に基づ
き，斑鳩町立図書館（以下「図書館」という。）の管理運営に関し，必要な事項を定めること を目的とする。
（事業）
第2条 図書館は，図書館法（昭和25年法律第118号）第3条の規定に基づき，次の事業を行 う。
（1）図書，記録及びその他必要な資料（以下「資料」という。）を収集し，町民の利用に供 すること。
（2）資料の目録を整備すること。
（3）資料の利用のための相談に応ずること。
（4）読書会及び研修会等を開催するとともに，その奨励を行うこと。
（5）時事等に関する情報及び参考資料を紹介及び提供すること。
（6）他の図書館，学校，公民館等と緊密に連絡し，協力すること。
（7）その他図書館の目的達成のための必要な事業
（開館時間）
第3条 図書館の開餉時間は，次のとおりとする。
（1）月曜日から金曜日 午前9時30分から午後5時まで
（2）土曜日 午前 9 時 30 分から午後 9 時まで

> ただし, 聖德太子歴史資料室は, 午前9時30分から午後5時まで
（3）日曜日 午前10時から午後5時まで
2 前項の開館時間は，図書館長（以下「館長」という。）が特に必要と認めるときは，教育委員会の承認を得てこれを変更することができる。
（休館日）
第4条 図書館の休館日は，次のとおりとする。ただし，館長が必要と認めるときは，教育委員会の承認を得て休館日を変更し，又は躌時に休館することができる。
（1）毎週火曜日
（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する日（その日が以曜日に当たるときはその翌日）
（3）12月28日から翌年1月3日まで
（4）資料整理日（毎月第2木曜日）ただし，その日が国民の祝日に関する法律第2条に規定す る日に当たるときはその翌日とする。
（5）特別整理期間（每年1回14日以内）
（利用者）
第5条 資料の貸出を受けることができるものは，次のとおりとする。
（1）斑鳩町内に在住，在学，在勤する者
（2）奈良県内に在住する者
（3）館長が特に必要と認めるもの
（利用の制限）
第6条 館長は，この規則若しくは館長の指示に従わないものに対して，資料及び施設の利用を制限することができる。

## （損害の弁償）

第7条 利用者が，資料，施設又は器具等を甚しく汚損，損害又は紛失したときは，現品又 は相当の代価をもつて弁償しなければならない。ただし，過失が無い場合は，その限りで はない。

## （貸出登録）

第8条 第5条の資格を有する者は，利用カード申込書（様式第1号その1）を提出することに よつて登録することができる。
（利用カード）
第9条 館長は，前条の貸出登録者に対して利用カード（様式第2号。以下「カード」という。） を交付する。
（1）カードは，他人に譲渡又は貸与してはならない。
（2）カードが不用になつたとき，又は利用資格を失つたときは，カードを速やかに返納し なければならない。
（3）カードを紛失したときは，速やかに届出なければならない。
（個人貸出の冊数及び期間）
第10条 資料（電子書籍を除く。）の貸出は1人10冊以内とし，貸出期間は14日以内とす る。ただし，館長が特に必要と認めるときは，この限りではない。
2 電子書籍の貸出は1人5冊以内とし，貸出期間は14日以内とする。
（団体貸出の登録）
第11条 団体で資料の貸出を受けようとするものは，団体利用カード申込書（様式第1号その
2）を提出することによつて，登録することができる。
2 前項にいう団体は，町内に住所を有する事業所，機関又は団体等をいう。
（団体利用カード）
第12条 館長は，前条の団体貸出登録者に対して団体利用カード（様式第3号。以下「カード」 という。）を交付する。
（1）カードは，他人に譲渡又は貸与してはならない。
（2）カードが不用になつたとき，又は利用資格を失つたときは，カードを速やかに返納し なければならない。
（3）カードを紛失したときは，速やかに届出なければならない。 （団体貸出の冊数及び期間）
第13条 貸出冊数は当該団体の構成員数に応じ，1回100冊を限度とし貸出期間は1ケ月以内とする。ただし，館長が特に必要と認めるときは，この限りではない。 （貸出の制限）
第14条 貴重図書，聖徳太子歴史資料室の資料，その他館長が特に指定する資料は，貸出を制限することができる。
（資料の返却）
第15条 館長は，資料の返却が遅れているものに対して，督促をしなければならない。
2 館長はその状況により，貸出の制限をすることができる。
（視聴覚資料の利用）
第16条 視聴覚資料は館内利用を原則とする。ただし，館長が特に必要と認めるときは，こ の限りではない。
2 視聴覚資料を利用しようとする者は，視聴覚資料利用申込書（様式第4号）に必要事項を記入し，利用することができる。

3 利用できる視聴覚資料は1人1回につき1点とする。個人での利用は視聴覚コーナーで行 い，4人以上で利用する場合は多目的室を利用することができる。
（郵送貸出）
第17条 資料の郵送貸出を受けることができる者は，斑鳩町に在住する者で，次の各号のい ずれかに該当し，かつ来館困難な者とする。
（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に該当する者
（2）長期間寝たきりの状態で常に養護を要する者
（3）館長が特に必要と認めた者
2 資料の貸出及び返却に要する経費は，図書館が負担する。
（他館との資料の相互貸借）
第18条 図書館は，カードの交付を受けた者の申請により，他の図書館（以下「他館」とい う。）から資料（デジタル化された資料を含む。以下「図書館資料」という。）の貸出を受 け，その利用に供することができる。
2 他館から図書館資料の貸出を受ける際に経費を必要とするときは，その経費を利用者が負担する。
3 図書館は，他館に図書館資料を貸出することができる。
（資料の複写）
第19条 図書館資料（視聴覚資料を除く。以下この条において同じ。）の複写をしようとす る者は，複写申込書（第5号様式）に必要事項を記入の上，館長に提出しなければならない。
2 複写に要する費用は，利用者が負担する。
3 複写は，職員の管理下にある機器により，職員が行うものとする。

4 デジタル化された資料の複写は，カードの交付を受けたものに限り行うことができるも のとする。

5 次に掲げる場合，館長は，図書館資料の複写を受け付けないこととする。
（1）著作権法（昭和45年法律第48号）に違反するおそれがあると認められるもの
（2）複写をすることによつて資料に損傷が生じるおそれがあるもの
（3）他館から複写不可の指定があったもの
（4）その他館長が複写することを不適当と認めたもの
（資料の寄贈）
第2O条 図書館は，資料の寄贈を受け一般の利用に供することができる。
（資料の寄託）
第21条 図書館は，資料の寄託を受けることができる。
2 寄託資料は，図書館所有の資料として取り扱い，一般の利用に供することができる。
3 寄託資料がやむを得ない事由により汚損又は破損若しくは亡失したときは，図書館はそ の責めを負わない。
（施行の細目）
第22条 この規則に定めるもののほか，図書館の管理運営に関し必要な事項は，館長が別に定める。

付 則 この規則は，平成9年4月1日から施行する。
付 則（平成11年教委規則第1号）この規則は，平成11年4月1日から施行する。
付 則（平成14年教委規則第5号）この規則は，平成14年5月1日から施行する。
付 則（平成16年教委規則第2号）この規則は，平成16年10月1日から施行する。
付 則（平成18年教委規則第1号）この規則は，平成18年4月1日から施行する。
付 則（平成22年教委規則第6号）この規則は，平成22年5月1日から施行する。
付 則（平成26年教委規則第3号）この規則は，公布の日から施行する。
付 則（平成28年教委規則第1号）この規則は，公布の日から施行する。
付 則（平成29年教委規則第1号）この規則は，平成29年4月1日から施行する。
付 則（平成30年教委規則第1号）この規則は，平成3O年4月1日から施行する。
付 則（令和元年教委規則第1号）この規則は，公布の日から施行する。ただし，第10条第2項の改正規定は，令和元年7月1日から施行する。
付 則（令和元年教委規則第2号）この規則は，公布の日から施行する。
（注）様式の記載 省略

## 21 斑鳩町立図書館協議会運営規程

（目的）
第1条 この規程は，斑鳩町立図書館条例（平成9年3月斑鳩町条例第1号）第5条 の規定に基づき，斑䲭町立図書館協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要 な事項を定めることを目的とする。
（委員長及び副委員長）
第2条 協議会には委員長1名，副委員長1名を置く。委員長及び副委員長は，委員 の互選によりこれを定める。
2 委員長は，会務を総理し，協議会を代表する。
3 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故あるときは，その職務を代理する。 （会議）
第3条 協議会の会議は委員長が召集し，その議長となる。
2 協議会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開き，議决することができない。
3 協議会の議事は，出席委員の過半数でこれを決し，可否同数のときは，議長の決す るところによる。
（庶務）
第4条 協議会の庶務は，斑鳩町立図書館において処理する。付 則
この規程は，協議会成立の日から施行するものとする。
付 則（平成 24 年教委規程第 1 号）
この規程は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
付 則（平成 26 年教委規程第 6 号）
この規程は，公布の日から施行する。

## 22 斑鳩町立図書館の運営に関する規程

平成9年3月3日
教委規程第 3 号
（目的）
第1条 この規程は，斑鳩町立図書館管理運営規則（平成 9 年 2 月教委規則第 1 号。以下「規則」 という。）に基づき，図書館業務の円滑な執行を図るため，規則中の事務処理その他の執務につい て必要な事項を定めることを目的とする。
（貸出登録）
第2条 図書館利用カードの交付を受けようとする者は，利用カード申込書（様式第 1 号その 1） とともに，住所又は連絡先を確認することのできる書類を提示しなければならない。 （貸出期間の延長）
第3条 貸出期間の延長については，貸出日から返却予定日までの間において，他の利用を妨げな い限り，1回に限り貸出の継続をすることを認める。
2 継続する期間は，継続手続をする日から14日間を限度とする。ただし，館長が特に認めると きは，この限りでない。
（団体及び貸出の冊数）
第4条 規則第13条の「当該団体の構成員数」とは，1グループ5人以上とする。ただし，館長 が特に必要と認めるときは，この限りでない。
2 貸出冊数は 5 人以上 10 人未満の団体の場合は 1 回 50 冊を限度とし， 10 人以上の団体の場合 は1回100冊を限度とする。
（資料の返却）
第5条 規則第15条第1項に基づく「督促」については，返却予定日から1ケ月以上たつても資料の返却がない場合，督促ハガキを作成し，利用者に通知することとする。ただし，他の利用者 から予約のある資料については，返却予定日から1週間以上たつても資料の返却がない場合，$\square$頭により利用者に通知する。
2 規則第 15 条第 2 項に基づく「貸出の制限」については，14日以上延滞をしている資料を借 りている利用者には，当該資料を返却するまで新たな貸出を行わない事とする。
（視聴覚資料の利用）
第6条 規則第16条第1項の「館長が特に必要と認めるとき」とは，福祉活動，生涯学習活動の促進に使用する場合とする。
2 利用対象は町が認める団体で，著作権に関わらない視聴覚資料の貸出は1回につき5点までと し，期間は7日間とする。
（資料の複写）
第7条 規則第19条第2号に基づく「複写に要する費用」については，1枚につき白黒10円， カラー70円とする。

付 則
この規程は，平成9年4月1日から施行する。
付 則（平成11年教委規程第2号）
この規程は，平成11年4月1日から施行する。
付 則（平成 26 年教委規程第 3 号）
この規程は，公布の日から施行する。

## 23 斑鳩町立図書館に勤務する職員の勤務時間及び休日に関

## する規程

平成9年3月3日
教委規程第4号
（趣旨）
第1条 この規程は，斑鳩町職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成 6 年 12 月斑鳩町
条例第 26 号。以下「条例」という。）に基づき，斑鳩町立図書館に勤務する職員（以下「職員」という。）の勤務時間及び休日に関し必要な事項を定めるものとする。
（勤務時間）
第2条 職員の勤務時間及び勤務を要しない日（以下「勤務時間等」という。）は，次の各号のとおりとする。
（1）一週（日曜日から土曜日までをいう。以下同じ。）のうち5日は，午前 8 時 30 分から午後5時30分までの内 7 時間 45 分とする。ただし，土曜日については，館長が定め る職員については，午後零時 15 分から午後 9 時 15 分までの内 7 時間 45 分とし，そ の間1時間の休憩時間をおく。
（2）一週の内2日は，勤務を要しない日とする。
（休日）
第3条 条例第9条において休日とされる国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178号）の規定は，職員の休日に関して準用する。なお日曜日は火曜日と読み替えるものとす る。
（勤務時間の割り振り）
第4条 第2条に規定する職員ごとの勤務時間等の割り振りは，館長があらかじめ行うもの とする。
（勤務時間の割り振りの変更等）
第5条 館長は，必要があると認めるときは，前条の規定により割り振られた勤務時間等を当該日の前後 14 日以内の日のうち他の日に変更又は振替することができる。 （補則）
第6条 この規定に定めるもののほか，職員の勤務時間等及び休日については，教育委員会事務局職員の例による。
2 この規程の実施に関し必要な事項は，教育長の承認を得て館長が定める。付 則
この規程は，平成9年4月1日から施行する。
付 則（平成18年教委規程第1号）
この規程は，平成18年10月1日から施行する。
付 則（平成 22 年教委規程第 4 号）抄
この規程は，平成22年7月1日から施行する。
付 則（平成26年教委規程第2号）
この規程は，公布の日から施行する。

資 料

I 施設 1 館長
勤務
職務
司書資格

竹口万五市竹口万五市竹口万五市竹口万五市竹口万五市非常勤 非常勤 非常勤 非常勤 非常勤 $\begin{array}{ccccc}\text { 専任 } & \text { 専任 } & \text { 専任 } & \text { 専任 } & \text { 専任 } \\ \text { 有 } & \text { 有 } & \text { 有 } & \text { 有 } & \text { 有 }\end{array}$

## 斑䲧町立図書館

奈良県生駒郡斑鳩町興留10－6－43
斑鳩町立図書館条例
平成9年4月1日
平成24年3月23日
4 施設
（I）図書館
（II）サービスポイント
（III）自動車図書館

なし

## 併設•複合

ホール施設等
いかるがホール $1,616 \mathrm{~m}^{2}$（うち歴史資料室 $147 \mathrm{~m}^{2}$ ）
3.6 km 200千冊
平成9年4月1日
平成9年9月9日
鉄筋•鉄骨コンクリート
地上1階•2階
3個所（図書館除く）
未実施

II 開館について

1 休館日
2 祝日開館
3 開閉館時刻

4 年間開館日数

毎週火曜日／毎月第2木曜日

$$
\begin{aligned}
& \text { 未実施 } \\
& \text { 9時 } 30 \text { 分 (日曜は10時開館) } \\
& \text { 17時 (土曜は21時閉館) }
\end{aligned}
$$

275日 273日 261日
225日
278日

## III 職員

| 1 職員数 | ＊翌年度職員数を問う日本図書館協会 | 票」とは里 | ，当該年 | （数值を記す |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 専任職員 | 3 | 2 | 3 | 3 | 3 |
|  | （うち司書•司書補） | 3 | 2 | 3 | 3 | 3 |
|  | 兼任 | － | － | － | － | － |
|  | （うち司書•司書補） | － | － | － | － | － |
|  | 非常勤職員 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
|  | （うち司書•司書補） | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
|  | 臨時（アルバイト） | 8.3 | 10 | 8.1 | 8 | 8.1 |
|  | （うち司書•司書補） | 5.8 | 7.4 | 5.4 | 5.6 | 5.2 |
| 2 委託•派遣職員 | 委託•派遣職員の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
|  | 上記「1 職員数」に人数を含んでいるか | 含まない | 含まない | 含まない | 含まない | 含まない |


| IV 資料（全館） |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 蔵書冊数 蔵書冊数 | 208，391 | 208，391 | 210，297 | 210，673 | 213，129 |
| （うち開架図書） | 150，571 | 150，571 | 149，476 | 147，905 | 148，381 |
| （うち自動車図書館） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| （うちサービスポイント） | 37，366 | 37，366 | 37，921 | 38，177 | 38，051 |
| 年間除籍冊数（ 含移管） | 2，671 | 2，671 | 3，503 | 4，122 | 1，919 |
| 年間受入図書冊数 |  |  |  |  |  |
| 受入数合計 | 4，693 | 4，693 | 3，784 | 4，519 | 3，725 |
| （うち自動車図書館） | － | － | － | － |  |
| （うちサービスポイント） | 835 | 835 | 628 | 797 | 457 |

うち購入数
$\begin{array}{lllll}3,876 & 3,256 & 3,384 & 4,035 & 3,434\end{array}$

|  | （うちBM） | - | - | - | - | - |
| :--- | :--- | ---: | ---: | ---: | ---: | ---: |
| （うちサービスポイント） | 508 | 532 | 465 | 683 | 448 |  |
| 年間受入雑誌種数 |  | 141 | 143 | 139 | 136 | 136 |
|  | （うちサービスポイント） | 13 | 13 | 12 | 13 | 13 |
|  | （うち購入） | 135 | 137 | 121 | 130 | 130 |
| 年間受入新聞種数 |  | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
|  | （うちサービスポイント） | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
|  | （うち購入） | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |



| VI 経費（全館／単位：千円） |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 予算額 | ＊前年度決算•翌年度予算を問う日本図書館協会の「調査票」とは異なり，当該年度の予算現額•決算を記す |  |  |  |  |  |
|  | 図書館費 | 57，243 | 59，302 | 54，696 | 56，266 | 70，587 |
|  | 資料費 | 8，000 | 7，000 | 7，000 | 7，000 | 7，000 |
|  | 図書費 | 5，332 | 4，590 | 4，532 | 4，551 | 4，497 |
|  | 雑誌新聞費 | 1，711 | 1，657 | 1，616 | 1，644 | 1，649 |
|  | 視聴覚資料費 | 197 | 196 | 196 | 149 | 198 |
|  | 自動車図書館用資料費 | － | － | － | － | － |
|  | サービスポイント用資料費 | 705 | 506 | 620 | 620 | 620 |
|  | その他の資料費 | 55 | 51 | 36 | 36 | 36 |
|  | その他の図書館費 | 49，243 | 52，302 | 47，696 | 49，266 | 63，587 |
| 決算額 | 図書館費 | 57，179 | 56，947 | 54，405 | 56，263 | 67，266 |
|  | 資料費 | 7，995 | 6，988 | 6，995 | 8，086 | 6，990 |
|  | 図書費 | 5，268 | 4，273 | 4，528 | 5，311 | 4，606 |
|  | 雑誌新聞費 | 1，675 | 1，644 | 1，653 | 1，629 | 1，690 |
|  | 視聴覚資料費 | 254 | 277 | 149 | 211 | 0 |
|  | 自動車図書館用資料費 | － | － | － | － | － |
|  | サービスポイント用資料費 | 684 | 723 | 598 | 867 | 616 |
|  | その他の資料費 | 114 | 71 | 67 | 68 | 78 |
|  | その他の図書館費 | 49，184 | 49，959 | 47，410 | 48，177 | 60，276 |

＊III職員の項は，当該年度の人数を記載（日図協統計では，次年度の人数を回答）
＊V 奉仕（全館）2 個人貸出数および3 予約・リクエスト件数については，令和3年度より電子書籍の貸出数も含める
＊V経費の項は，当該年度の予算額•決算額（図書館管理運営費）を記載

## 斑鳩町の図書館［令和3年度］

発 行：令和4年6月<br>発行者：斑鳩町立図書館

〒636－0123
奈良県生駒郡斑鳩町興留10丁目6番43号
電話：O745－75－7733 FAX：O745－75－7735
ホームページ http：／／www．lics－saas．nexs－service．jp／ikaruga／
メールアドレス mailmaster＠libraryikaruga．jp

